

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成28年9月23日（金）9:39～10:06

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

#### <WG委員>

委員 阿曾 沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

#### <関係省庁>

加藤 正嗣 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐

#### <事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 地域の実情に即した待機児童対策

3 閉会

---

○藤原審議官 おはようございます。

それでは、特区のワーキンググループヒアリングを始めさせていただきます。

最初の項目は、保育、待機児童の関係でございますが、厚生労働省に来ていただいております。テーマ自体は久しぶりの議論になるのですが、成長戦略の前にさまざまな議論をさせていただき、この文言に落ち着いております。大阪府の提案があつて、成長戦略には「保育士をサポートする保育士以外の保育の担い手」、これは大阪府の提案では「准保育士」などと言っていましたが、そういった資格の創設や活用の問題。情報公開や第三者評価の推進等については成長戦略に書かせていただいておりますが、おそらく大阪府の関係で行きますと、あるいは、東京都もこれから絡んでくる可能性がありますけれども、保育士の配置基準という当初の議論、3分の2の方々が保育士であるにしても、それ以外の3分1の方々をどういった立場の方々に任せていいのか。また、どこまで分権していいのか。都道府県というところまでは厚生労働省で認めておりますが、さらにその先をやりたいということが大阪府の提案でした。そのあたりをどうしていくのかということも含めて、いずれにしても成長戦略に書かせていただいていることを中心にフォローアップとい

うことをお願いできればと思っております。

本日は、別の会議などもありまして、八田座長ほか御欠席でございますので、本問題が御専門でいらっしゃると思います、鈴木先生に司会進行をお願いできればと思います。

それでは、鈴木先生、お願いいたします。

○鈴木委員 おはようございます。朝からどうもありがとうございます。

たくさん資料をいただいているのですけれども、始めの方は分かり切ったことですので、終わりの2枚ぐらいを中心に話していただけますでしょうか。成長戦略のフォローアップですので、人の話です。

それから、情報公開と第三者評価の話が出ていたと思うのですけれども、その辺がどうなったか、進捗状況はどうなったのかということを中心に話していただければと思います。

よろしく申し上げます。

○加藤課長補佐 おはようございます。

厚生労働省保育課の加藤と申します。

○鈴木委員 今日は課長はいらっしゃらないのですね。

○加藤課長補佐 はい。課長はちょっと所要がありまして。

今回は、待機児童の現状と対策という形でお聞きしていたのですけれども、対策を中心に伝えさせていただきます。

○鈴木委員 そうですね。5、6分ぐらいでお願いできますか。

○加藤課長補佐 分かりました。

2ページ目ですが、現状は地域別で待機児童にばらつきがあります。

次は、年齢別では、1・2歳児が特に待機児童問題としては重要ですよということです。利用率も上がっていますということです。

4ページ目、待機児童解消加速化プランで、5年間で50万人の受け皿確保という形で取り組んでいる。待機児童解消に向けた取組を平成25年4月からずっと継続的に色々やっていますというところで、特にこの平成28年3月と平成28年9月に厚生労働省から出した対策について、後ほどペーパーでお伝えさせていただきます。

6ページ目、緊急対策の概要は、今年の通常国会ですとか、2月、3月に結構保育園の問題になりましたので、3月末に厚生労働省から色々な緊急的な対策という形で打ち出したものになります。大阪府に関係するものとしては、緑の「Ⅱ 規制の弾力化や人材確保等」です。例えば、ここで打ち出したのは「保育園等への臨時的な受入れ強化の推進（国基準を上回る部分を活用）」、具体的には、例えば、1歳児だと最低基準で1人の保育士に対して6人の児童と決めているものを、実際に東京都などは1人で5人という形で質を確保しているという形ですけれども、最低基準で6対1と言っていますので、そういう形で工夫は考えられないかななどを提案したというものです。

2番目は「自治体が独自に支援する保育サービスの支援」、地方単独保育施設と言われている東京都認証保育所ですとか、横浜保育室ですとか、そういうところに対しての認可

化移行の際の移行期限の緩和ですとか、児童1人当たり月額5,000円程度の運営費補助を行ったりですとか、そういうものを打ち出しています。

あとは、規制緩和関係だと、認可基準を満たす施設の積極的認可、色々な法人をしっかりと認定してくださいというものとか、四つ目の小規模保育園の円滑な移行、3歳の壁と言われていまして、3歳以降も受け入れられるように、19人以下の定員と決めているものを弾力的に22人まで受け入れてくださいという形で打ち出したりですとか、預かり保育を幼稚園でやってくださいですとか、そういう形で打ち出しています。

次のページは、同じタイミングで今年の4月に省令を改正して、保育士の配置要件を弾力化したもの、規制緩和をしたものになります。三つありまして、一つは、朝夕ですとか児童が少数の時間帯に、必ず最低基準上は2人配置してくださいとしていたものを、1人は保育士で、1人は都道府県知事が定める方、子育て支援員ですとか、そういう方も可能ですよと緩和したものです。

二つ目は、保育士配置基準で幼稚園教諭や小学校教諭なども活用できると打ち出したもの。

三つ目は、シフトを組む際に、最低基準上は例えば、15名と決めているのですけれども、11時間開所ですので、埋めるためには追加で3人が必要という形については、その部分は子育て支援員ですとか、そういう方もいいですよという形で打ち出したもの、全体では、先ほどお話にありました、特に②、③については、保育士を3分の2入れていただければ、それ以上は緩和してもいいですよと打ち出しています。

最後のページが、この9月2日に厚生労働省から公表したものです。待機児童が増加しているという発表と合わせて対策をパッケージで打ち出したものになりますけれども、色々な市区町村の課題に対して、例えば、受け皿整備が必要だとか、土地が確保しにくいとか、人材確保が難しいですとか、地域住民の協力が必要だとか、そういう色々な課題について、今から審議される平成28年度補正ですとか平成29年度概算要求、あとは予算以外のもの、例えば、固定資産税を減免することの明確化ですとか、そのようなものを含めてパッケージで示したものになります。

人材については、例えば、処遇改善は一億総活躍プランの中でしっかりと上げていきますとは言っていますが、それ以外にもベースアップにしっかりと充ててくださいとか、ICT化をしっかりと予算を措置しますとか、保育補助者をしっかりと入れていきますということを平成28年4月も打ち出しているのですけれども、この平成28年補正でも、保育士1人当たり保育補助者は1人としていたものを2人もオーケーですとか、そういう形でさらに追加的に対応しています。

あとは、修学資金貸付けですとか、潜在保育士の再就職支援ですとか、そのような人材系をやっております。

情報公開という話は、今結構保活が厳しい状況になっていて、親が色々と厳しい対応をしている、難しい対応をしているというところで、情報が分からないからそうなっている

という話もありましたので、しっかりとその情報を出してくださいという形で、例えば、自治体ごとにポイントを決めているのですけれども、そのポイント表をホームページに公表してくださいとか、窓口に行ってくださいとか、可能なら、その選考結果、何番目で落ちたのだとか、そのようなものもしっかりと伝えるようにしてくださいという形で、国からもしっかりと周知していますので、自治体に取り組んでいただいているところです。

○鈴木委員 周知というのは、通知か何かを出しているのですか。

○加藤課長補佐 はい。事務連絡の形で出しております。7月下旬ですかね。

第3子とかは5年間努力義務なのですからけれども、引き続き実施に努めるように色々と加算とかそういうことをしっかりと対応している状況です。

簡単ですが、以上になります。

○鈴木委員 ありがとうございます。

大変色々御努力されて、概算要求も色々なメニューを出されているというのは認めるのですけれども、ここでは成長戦略のフォローアップですので、そういう意味では無回答ということでもよろしいのでしょうか。そうではないのですか。情報公開などは一応やっていますという感じで、人員の基準については、何か検討されたのですか。大阪府の提案とか日本再興戦略で書かれているわけですからけれども、そこについては何か検討されたのですか。

○加藤課長補佐 元々お伝えしていたとおり、4月にしっかりと要件緩和して、省令改正して、基準を緩和しているというものですけれども、それに合わせて、あとは予算での対応で保育補助者を多めに入れたりとか、ICT化を推し進めるとか、そういうことを今年の4月以外にこの補正でもしっかりと御審議いただいて、何とか実施を図っていかうといった対応になります。

○鈴木委員 保育補助者は基準外ですね。大阪府が求めているのは基準内の話なので、そこは特に検討されていないということでもよろしいですか。

○加藤課長補佐 基準内のものは、今の4月に始まったものをしっかりと徹底させていくというところです。

○鈴木委員 ありがとうございます。

他に御質問等々はございますでしょうか。

それでは、私からよろしいですか。

色々御努力されているというのは分かるのですけれども、大阪府が求めている、大阪府というよりも、我々の方の日本再興戦略で検討されていることがちゃんとダイレクトに検討されていないというのは、ちょっと残念です。

まず、今回、4月の案の後に出ていますので、4月の案を御説明いただいてもちょっとしょうがないのですけれども、この4月の案は、今どれぐらいの自治体が使っているのですか。特にこの保育士の特例はちゃんとフォローアップされているのか。その状況をお伺いしたいのです。

○加藤課長補佐 そちらは今まさに調査中でして、何とか10月中には結果を出そうという

形でやっております。この三つの取組、あとは認定こども園とか、そのようなものもやっております。大阪府からも、実施状況を教えてくださいという形で投げかけているところ  
です。

○鈴木委員 私が色々と聞いている限りは、あまり使われていないという印象ですが、状況は10月で発表されるのだったら、そろそろ分かっていると思うのですが、大体どんなイメージなのですか。

○加藤課長補佐 まだ締め切っていないので、まさに今調査をしているところです。

○鈴木委員 でも、状況は大体お分かりのわけですね。

○加藤課長補佐 感触としては、定量的には何とも言えないのですが、朝夕のこれとかはよく使われたりしております。

ただ、2月、3月に国会で結構議論になって、保育の質をしっかりと守ってほしいという形で、野党からも保護者団体からも言われたということで自治体が慎重になっているという現状もありますので、それを結果的に見てみないと、という状況になります。

○鈴木委員 定量的にはともかくとして、私の知っている限りは、朝夕はちょっと使っていると思いますけれども、朝夕も東京などだとあまり使っていませんので、2、3のところがどうしてこんなに使わないのかなという感じなのだと思いますけれども、それはどういう理由か。慎重になっているということが一つですけれども、使い勝手の問題とか、どの辺がネックになっているとか、96条と97条があるわけですが、そこはちゃんと整合的に運用できているのかとか、何か理由みたいなことで思い当たることはありますか。

○加藤課長補佐 まず、2番の幼稚園教諭の話とかは、やはり競合する形になっていきますので、幼稚園教諭も今は足りない状況もあるので、使えるようになったとしてもダブっているという現状はないからかなと。選択肢を増やしたというのはあるのですが、現状としては、そういうお声が聞こえてございます。

○鈴木委員 ダブっていないということは、幼稚園もちょっと足りないからということですか。

○加藤課長補佐 申し訳ありませんけれども、もちろん感覚的なところでそういうところが見て取れます。

三つ目は、シフト上の配置を緩めるということなので、これらについては、結構1番、2番よりもより効果的なところなので、なおさら慎重なところは手を挙げづらい状況なのかなと。選択肢は示しているものの、議会への説明ですとか、市民への説明ですとか、そういうところでちょっと構えられているところがあるかと思っております。

○鈴木委員 まさにその辺が重要で、10月にあまり使っていないという結論が出てきそうな気がするのですが、その後はどうフォローアップされるのですか。例えば、おっしゃっていたような理由で、市町村がこれだけだとちょっと使いづらいとかということだと、議会で色々言うためには、質の担保とか、そういうところも示してあげないと中々使えないのではないかと思いますので、スケジュール的にはこの後はどうやられる

予定なのですか。

○加藤課長補佐 これでききなりまた改正という感じではなくて、まだ始まったばかりですので、しっかりとこれを周知していくというところはあるかと思えます。選択肢としてできるようにはなりましたのでというところだと思いますし、疑義解釈があれば、それも不明なところは明確にしていくとか、そういうところの対応かと考えています。

○鈴木委員 周知だけですか。

他に何かございますでしょうか。

○本間委員 今の幼稚園教諭及び小学校教諭等のところですがけれども、これは、今実際に職に就いている人だけを対象にしているのか、資格があればいいとしているのか、そのあたりはどうなのでしょう。

○加藤課長補佐 資格という形で省令上は定めています。資格があればという形です。

○本間委員 情報として、例えば、近隣等々にどれぐらいいるかということは調査可能なのですか。

○加藤課長補佐 区域内ですか。

○本間委員 そうです。区域内です。

○加藤課長補佐 文部科学省の学校基本調査ですとか、そのようなもので都道府県別の資格保有者数ですとか、そのようなものでは把握可能ではないかとは思っています。

○本間委員 だから、実際に幼稚園教諭、小学校教諭そのものに就職することはハードルが高いとしても、こういう活用の仕方はあると思うので、もう少し掘り起こしてもらえると、供給が増えるのではないかという気はするのです。

○鈴木委員 この話はすごく長くやっているのですけれども、前の朝川課長のときに、大阪府が言っているような内容は、4月の案があるので、ほとんどこれのできるのですよとおっしゃっていたのですけれども、具体的には、例えば、これがトータルでセットになると、15人の保育士がいるところで具体的に何人ぐらいを代替できるのかというのは、どんなイメージを持っているのですか。解消できるというのは、私はいまいちイメージが湧かなかったのですけれども、どういうことを言っているのでしょうか。

○加藤課長補佐 おそらく当時の議論では、特に③、シフトに当たって15名に追加する3名というところだと思うのですけれども、定員規模によって保育士がどれだけ必要かというものは決まっています。大体15名の保育士が必要な場合は、シフト上では11時間開所ですけれども、8時間労働が基本ですので、その間の3時間ずつを誰かで埋めないといけません。そういう状態で必ず上乗せ配置をされているのですけれども、その上乗せ配置されている保育士の分を要件緩和している、保育士でなくても可能にしているというところで、大阪府の提案が、保育士が足りなくて多様な人材を活用したいという形でありますので、昔というか今もそうかもしれない、准保育士という御提案をされていますけれども、そもそもこういう形で利用することが可能ですので、あとはこの利用状況をしっかりと教えていただいて、その中で何が課題なのか、そういうことを把握してやっていくものかと思っ

ています。

○鈴木委員 利用状況はともかくとして、15人で8時間開所が11時間になるので、大体3人ぐらいを無資格者で充てられるというイメージでよろしいですか。それで、上の方の幼稚園の教諭とか小学校の教諭とかは基準がないですね。だから、それをトータルで3分の1を超えないということのわけですね。

○加藤課長補佐 はい。

○鈴木委員 大阪府は、この基準内の方にこの3番目を入れてくれというものではないのですか。

○加藤課長補佐 その時間を見て3名というのは、基準の中に入っています。認可定員では、定員に応じて何人と決まっています。もちろんだの時間帯でもその児童に応じて人は配置しなければいけない。6対1とかそういうものを守らないといけない。そういう状態で空いているところに入るということは、そういう意味では要件緩和になっていると。

○鈴木委員 だから、11時間でプラス3人をするのだけれども、その3人はいつ働いてもいい、基準内で働けるということですね。それとこの2番は整合的でいいのですか。

○加藤課長補佐 別の対応として、選択肢としてはですね。

○鈴木委員 彼らが求めているのは、そういう意味での基準内ではなくて、元々の15人の方です。15人の方まで割り込ませてくれということが彼らの最初の希望だったと思うのです。それはそれでまた御検討ください。今の省令がどれぐらい活用されていて、その活用状況があまりうまく行っていないということであれば、一つの選択肢としては、要するに、最初の15人の中に割り込むようなことも考えるべきではないかということが我々の意見ですので、それは今の国会の状況とかが色々ありますので、ハードルは低くはないとは思いますが、それはそれで引き続き御検討いただくとして、今のこの要件緩和でどこまでいけるかということをもうちょっとお聞きしたいのですけれども、②の幼稚園と小学校の教諭は、基本的に3歳児以上に充てるという縛りがあるわけですね。ということは、0～2歳に当たるのは③だけということになるわけですね。

○加藤課長補佐 0～2歳で充てるのは、まず、朝夕は充てられます。あと、2番目の中の養護教諭は大丈夫です。

○鈴木委員 でも、養護教諭はあまりいないではないですか。

○加藤課長補佐 ただ、理屈が立たないと。誰でもいいとなると、当然説明が付かないので、せめて幼稚園教諭、小学校教諭を入れる場合は、近いところである3歳以上児と5歳児としたと。

○鈴木委員 この③の子育て支援員みたいな人等々は、0～2歳に当たれるわけですね。

○加藤課長補佐 はい。そこは年齢制限はないです。

○鈴木委員 だから、待機児童は0～2歳なので、ちょっと弱いのです。この幼稚園、小学校、養護教諭というところが3～5歳なのでね。でも、これは3～5歳でなければいけないという縛りがきちんとあるのですか。

○加藤課長補佐 まず、省令上はないです。ただ、通知上で、幼稚園は3～5歳、小学校は6歳以上を相手にしていますので、そのような関係でそのようなものが望ましいという形で示しています。

○鈴木委員 それは変えることはできないのですか。市町村に、望ましいけれども、おむつを換えてもいいではないかみたいなことはできるのですか。

○加藤課長補佐 そこは国からはやはり言えないですね。

○鈴木委員 ということは、市町村はやらないということですからね。

○加藤課長補佐 あとは市町村の判断になりますが、国からはそういうメッセージで出しております。やはり最低基準というところはあります。

○鈴木委員 色々なことを言ってごめんなさい。③は、法律上は都道府県知事、政令指定都市の市長と中核市の市長ということになっていきますけれども、もう一つ要望があるのは、中核市までではなくて市町村まで落としてもいいのではないかという要望があったと思うのですけれども、これは何か御検討されましたか。

○加藤課長補佐 これは検討していません。なぜかと言うと、元々指導監督もそうですし、保育士の資格ですとか、そういうものもそうですけれども、都道府県が基本的に担うことになっています。それで大都市特例等で政令市、中核市ですとか、そういう形になっていますので、どの市町村もそれぞれの判断で自由ということとは、制度上は厳しいかと思っております。

○鈴木委員 他にございますか。

では、ちょっとまとめさせていただきたいのですけれども、色々御説明はいただいたのですが、成長戦略のフォローアップとしてはあまり回答がなかったという認識です。

我々としては、大阪府が求めているように、基準内に都道府県知事等々が認める者を考えてはどうかということで引き続き御検討いただきたいということと、幼稚園の話も、0～2歳に当たるようなことは考えられないか。都道府県知事、政令指定都市だけではなくて、結局、市町村が保育のことを担っていますので、待機児童がいるとか、そういう制限はあってもいいと思うのですけれども、市町村で決められないかということを引き続き御検討いただきたい。

この10月のフォローアップは重要だと思うのです。だから、これがあって、あまり使われていないということだと、それは何でなのかということと、あまり使われていないのだったら、やはりもう一段の改革が求められるわけです。私は、緩和だけではないと思います。緩和だけではなくて、彼らを使いやすいような質の担保とか、あまり批判されないような研修とか、そのようなものをセットにしてあげると使いやすくなると思いますので、どうするかということをもう一度、10月、もうすぐですね。

○加藤課長補佐 10月中です。

○鈴木委員 10月中ですか。

それは、もう一度お話しに来ていただきたいと思います。そのときにまた少し市町村か



らも我々からエビデンスと要望を集めておきますので、そこで少しまた議論をさせていただければと思います。

情報公開の話も、大阪府が求めていたものは、言っていただいた選考結果とか自治体のホームページを公開するとかということだけではないですね。要するに、賃金を上げたら、ちゃんとその賃金が上がっているかどうかということをチェックするような情報公開をしたりとかということなので、それも引き続き御検討いただきたいと思います。

○藤原審議官 事務局から補足です。

今先生からおっしゃっていただいたお話に尽きるのですが、この成長戦略は6月の頭に閣議決定されています。これが3月ですかね、厚生労働省でやられている緊急対策の3カ月後ですから、そこでの話に加えて付加価値として何ができるかというところを、両府省というか政府全体で決定したものですので、その付加価値が何なのかというところをきちんと御説明していただかないといけないと思います。

それも特区の議論ですから、これは当然のことながら制度論です。制度論として6月の決定をどう受けるのかというところについて、明確な御説明を事務局としても求めていけないと思っています。書いていることは「必要に応じ、地域の実情や要望に即した待機児童対策を検討し、速やかに結論を得る」、そのヒントとして「例えば」と具体的に書いてあるものが「保育士をサポートする保育士以外の保育の担い手の活用、情報公開や第三者評価の推進等」と各論が二つぐらいは書いてあるわけです。ここについての制度論として、6月に決定した事項として何ができているのかというところは、当然世の中から求められると同時に、政府内でもきちんと答えを出していく必要があると思っています。

大変申し訳ないけれども、今日の御説明ではほとんど何もないので、そのあたりの重みはよく御認識いただいた上で、速やかに御対応をお願いできればと思います。

○加藤課長補佐 もちろん皆さんは春にいらっしゃいましたので御存じだと思いますけれども、厚生労働省としても、可能な範囲でこの文書の調整をさせていただいて、こうなった経緯がありますので、制度論という形で当初にあったものがなくなったりとか、そういうものになっていますので、もちろん厚生労働省としてもできる範囲でいかにできるかということは考えていますので、最低基準とか、そういうものは守りながらどうするかというところは、ちょっと御理解いただければと思っております。

○藤原審議官 私からは念のために申し上げましたけれども、例えば、予算でこれでというよりも、例えば、文言で書いてあります「担い手」というのはどういう人なのかなど、制度論として答えていかなければいけないところはあると思います。これは皆さんというよりも政府全体の議論なので、そこは是非連携してやらせていただければと思います。よろしくお願いします。

○鈴木委員 では、どうもありがとうございました。